

令和6年4月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和6年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年4月4日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室1
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第1号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱について
議案第2号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
 - 5 報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
報告第6号 市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告について
報告第7号 教育長の兼業に関する臨時代理の報告について
報告第8号 教育長の兼業に関する臨時代理の報告について
報告第9号 教育長の兼業に関する臨時代理の報告について
報告第10号 教育長の兼業に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第1号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱について

- 議案第2号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- 2 報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第2号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第3号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
- 報告第4号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第6号 市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告について
- 報告第7号 教育長の兼業に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 教育長の兼業に関する臨時代理の報告について
- 報告第9号 教育長の兼業に関する臨時代理の報告について
- 報告第10号 教育長の兼業に関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 欠席者

委員	山元	幸恵
委員	大高	究

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	六郷	真紀子
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一

学校教育部次長	小島	信也
教育総務課長	益子	隆史
教育施設課長	竹林	英介
青少年育成課長	舘野	裕之
社会教育課長	渡邊	雅直
中央図書館長	米田	有貴子
考古博物館長	小笠原	勝海
義務教育課長	小林	義行
学校安全安心対策担当室長	大熊	和男
学校環境調整課長	三浦	将之
指導課長	関原	一久
就学支援課長	生澤	治
保健体育課長	清水	秀峰
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	主 幹	川上	剛史
//	副主幹	新田	伸子
//	副主幹	稲葉	京子
//	主 査	福井	輝
//	主 査	川合	隆史

○教育長

それでは、ただ今から、令和6年4月定例教育委員会を開会したいと思います。本日の会議は、大高委員及び山元委員が欠席でございますが、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。また、この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定によりまして、本日1日といたします。

まず始めに、「職務代理者の指名」を行います。去る3月31日をもちまして、任期満了に伴って島田由紀子委員が退任され、その後任として、2月市議会定例会におきまして市議会の同意を得て、新たに駒久美子委員が4月1日付けで教育委員会委員に任命されました。

駒久美子委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○駒久美子委員

駒久美子と申します。千葉大学教育学部幼児教育講座に所属しております。私は幼児教育を中心に子どもとの関りを深めてまいりましたけれども、この度こうした形で教育委員会委員に携わらせていただくことになりました。まだまだ分からないことも多々ございますけれども、一所懸命取り組んでまいりたいと思いますので、皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今のように教育委員会委員の構成に変更がありましたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づきまして、教育長の職務代理者を指名させていただきます。職務代理者には、本日ご欠席ではございますけれども、山元幸恵委員を指名したいと思います。また、職務代理者に事故があるとき又は欠けた場合の次の教育長の職務代理者には、田中大介委員を指名したいと思います。

続きまして、本日の「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定によりまして、会議録署名委員は、駒久美子委員及び広瀬由紀委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、私から、田中大介委員を指名したいと思います。本日の審議案件は、追加議案を含む、議案2件、報告10件でございます。日程に従い議事を進めます。ここからは田中委員、お願いいたします。

○田中大介委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第1号「市川市幼児教育振興審議会委員の解囑について」を議題といたします。教育長、お願いいたします。

○教育長

議案第1号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の自己の一身上に関する事件に該当するため、駒久美子委員は一旦退席をお願いしたいと存じます。

(駒久美子委員退席)

○教育長

この退席により出席者が定足数に満たないこととなりますが、同法第14条第3項ただし書きの規定によりまして、議決をすることができることを申し添えます。それでは議事を再開したいと思います。田中委員よろしく願います。

○田中大介委員

かしこまりました。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第1号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱について」ご説明いたします。議案の1ページ、2ページをご覧ください。

この度、本審議会委員のうち学識経験者である第1号委員、駒久美子委員から、令和6年3月19日付けで辞任の申し出がありましたことから、当該委員の解嘱につきましてご提案をさせていただくものです。後任委員につきましては、現在調整中でございますので、次回以降の定例教育委員会で改めてお知らせいたします。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中大介委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、駒久美子委員に入室していただきます。

(駒久美子委員入室)

○田中大介委員

次に、議案第2号「市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。議案第2号「市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について」をご説明いたします。議案の3ページをお願いいたします。本案は、市川市教育委員会の登録を受けた団体の責務に関する規定を定めるとともに、6月1日から10月31日までの間に、本市の体育館に設置された空調設備を使用した団体から空調料を徴収することに伴い、その手続き等に関する事項を定める必要があることから、提案をさせていただくものでございます。主な規則改正でございますが、議案の11ページ、改正後をご覧ください。第4条の、使用することができるものに、「体育館に設置された空調設備」を追加すること。第5条に、第5条の2「団体の責務」を追加し、登録を受けた団体は、運動場等を使用するときは、規定する学校とその使用に係る事項について連絡調整を図るよう努めなければならない旨を追加すること。恐れ入りますが12ページをお願いいたします。第13条の、使用することができる日及び時間に、空調設備を使用することができる日は、6月1日から10月31日までの期間とする旨を追加すること。13ページの第14条を、「照明料及び空調料」とし、空調料を15ページの別表第2に掲げる算定額とすること。以上が今回の主な改正内容となります。最後に、施行期日です。本規則の運用は、令和6年6月1日から開始することから、同日を施行期日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中大介委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第1号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の21ページをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則につきましては、いずれも令和6年度に向けた事務移管や組織改正等に伴い、条文整備を行う必要があることから一部改正を行うものであり、4月1日に公布、同日に施行させる必要がございました。規則等の改正にあたり、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったことから、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。はじめに、議案24ページから26ページ、市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。主な改正理由としては2点ございます。1点目は事務移管によるものです。令和6年2月20日に市長から、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる総務部の職員に委任し、補助執行させること、また同条の規定に基づき現在市長の補助機関たる総務部の職員に補助執行させている事務の一部の補助執行を解除することについて、協議の申入れがあり、令和6年3月の定例教育委員会会議にてご承認いただき、協議を承諾し、合意書を締結したことに伴い、規則の一部改正を行ったものです。2点目は組織改正によるものです。「こども施設計画課」の名称が「幼保施設計画課」に、「こども施設運営支援課」の名称が「幼保施設管理課」に変更となったものです。次に議案26ページから27ページ、市川市教育委員会事務局等組織規則の新旧対照表をご覧ください。こちら主な改正点としては2点ございます。1点目は事務移管により教育総務課が行う業務が変更となったこと、2点目は教育センターが所管している適応指導教室について、国の通知に基づき名称をサポートルームに変更することに伴い改正を行ったものです。いずれも令和6年4月1日を施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第1号を終了いたします。次に、報告第2号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第2号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の29ページをご覧ください。本規程につきましては、令和6年度に向けた事務移管等に伴い条文の整備を行うもので、4月1日に公布し、同日に施行させる必要がございま

した。規程の改正にあたり、先程ご説明いたしました報告第1号と同様に、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。議案31ページから33ページ、新旧対照表をご覧ください。主な改正点といたしましては、教育委員会の職員の給与及び福利厚生に関する事務を教育総務課から職員課に移管するため、教育総務課に関する個別専決事項を見直すなど、条文の整備したものでございます。令和6年4月1日から以上の取扱いを開始するため、同日をこの規程の施行期日とするものです。説明は、以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第3号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の35ページからをご覧ください。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、教育長に委任することができない旨定められております。令和6年4月1日の人事異動にあたり、原案の確定が内示日の直前となったことにより、報告第1号と同様に、教育長が臨時に代理をいたしましたので、ご報告いたします。議案の36ページをご覧ください。令和6年4月1日課長職(7級)以上の異動表になります。上から順に、退職した職員、役職定年を迎えた職員及び教育委員会から異動した職員、そして、教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内での異動・昇任のあった職員となります。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第3号を終了いたします。次に、報告第4号「市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第4号「市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。37ページからをご覧ください。本規則において、「こども施設運営支援課」の名称を「幼保施設管理課」に変更する市長部局の組織改正に伴い、本規程の一部を改正するものであり、先ほどの報告第1号と同様に教育長の臨時代理とさせていただきますので、ご報告いたします。以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第4号を終了いたします。次に、報告第5号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第5号、「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の41ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見を頂かなければならないところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、先程ご説明いたしました報告第1号と同様に教育長の臨時代理とさせていただきます、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、42ページと43ページのとおりでございます。以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第5号を終了いたします。次に、報告第6号「市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○保健体育課長

保健体育課長です。報告第6号「市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の45ページをご覧ください。市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の制定につきましては、その他の報告と同様、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。46ページをお願いします。はじめに、第1条趣旨についてです。この補助制度は、学校給食費の無償化が行われたなか、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができず、毎日弁当を持参して登校している児童生徒について、その健やかな成長を支援するため、当該児童等の保護者等を支援するものであり、本規則は、この補助金の交付に関し必要な事項を定めるものです。次に、第2条第3項補助対象児童等は、ア、食物アレルギーにより学校給食を提供しない旨の決定を受けているもの、または、イ、教育機会確保法に規定する不登校児童生徒の学習活動支援施設、本市では「ふれんど市川」になりますが、これに通う決定を受けているものとしております。47ページをお願いします。また、第3条補助対象者につきましては、補助対象児童等の保護者等

であり、ア、学校給食を申し込まない旨を申し出ているもの、または、イ、学校給食の全部停止を届けているものとしております。次に、第4条第1項補助金の額は、1日あたり児童は200円、生徒は250円とし、これに学校給食実施日に出席した日数などを乗じて得た額としております。49ページをお願いします。最後に、附則といたしまして、施行期日は、令和6年4月1日から補助を開始することから、同日を本規則の施行期日としております。なお、補助金に係る予算につきましては、令和6年度当初予算において措置しております。説明は以上です。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。広瀬委員、どうぞ。

○広瀬由紀委員

以前の勉強会の時も申し上げましたが、食物アレルギーの対象となる方はア、イで示されているお子さんということで承知していますが、例えば宗教上、どうしても特定の食事はとれないという場合でも、給食では折り合えないところがあるご家庭もあることも考えると、家庭も多様となってきていることから、色々なご家庭のことも想像しながら、更により良いものを検討いただければと思います。

○田中大介委員

教育長お願いいたします。

○教育長

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、外国人児童生徒が増えていることから、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。なお、第3条の3号に学校給食費を滞納していないものという文章がございますが、ご案内のとおり、市川市は学校給食費が無償化されており、この条文がなぜあるのか疑問に思われるかもしれませんが、これは無償化以前に滞納がある方を対象としているものとなっておりますので、ご承知おきください。

○田中大介委員

その他、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。特にないようですので、報告第6号を終了いたします。

○教育長

私の方から発言させていただきます。次に、報告第7号から報告第10号「教育長の兼業に関する臨時代理の報告について」の説明に入りますが、これらの報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の自己の一身に関する事件に該当するため、私は一旦退席いたします。なお、この退席により出席者が定足数に満たないこととなりますが、同法第14条第3項ただし書

きの規定により、議決をすることができますことを申し添えます。それでは、私が退席するため、暫時休憩といたします。

(暫時休憩 教育長退席)

○田中大介委員

それでは、議事を再開いたします。報告第7号から報告第10号まで、「教育長の兼業に関する臨時代理の報告について」は、あわせて説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第7号から報告第10号までの「教育長の兼業に関する臨時代理について」あわせてご説明いたします。教育長の兼業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項により、教育委員会の許可が必要とされておりますことから、本来であれば、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところではございますが、教育長に就任された令和6年4月1日時点で、いずれの団体においても、すでに理事等として身分を有しており、教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、教育長の一身上に関する事案であることから、教育長職務代理が臨時に代理いたしましたので、ご報告するものでございます。それでは、各団体における兼業の状況を説明いたします。別冊でお配りしております議案の1、2ページをご覧ください。まず、報告第7号、一般財団法人教職員生涯福祉財団では、令和4年7月1日から令和6年6月30日まで、協力調査員として、教職員等を対象にした生涯生活設計セミナーでのアドバイス活動にあたり、年1回程度の出張があり、報酬は月10万円となっております。報告第8号、議案の3、4ページをご覧ください。教職員共済生活協同組合では、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで、理事として、年13回、理事会や総代会等への出席があり、報酬は年約40万円となっております。報告第9号、議案の5、6ページをご覧ください。日本教職員相互共済会では、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで、理事として、年6回、理事会や総代会への出席があり、報酬は年36万円となっております。最後に、報告第10号、議案の7、8ページをご覧ください。一般財団法人全国退職教職員生きがい支援協会では、平成29年6月23日から令和7年6月まで、理事として、年2回、理事会への出席があり、報酬は年2万円となっております。兼業の許可にあたりまして、各団体の定款及び事業報告書並びに就任証明書により、教育長の職務へ影響を及ぼす可能性がないことを確認しており、教育長の職務の遂行に当たり、特定の利益に偏ることなく、公平性、中立性が確保されております。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第7号から報告第10号までを終了いたします。それでは、教育長に入室していただきます。

(教育長入室)

○田中大介委員

本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

では、せっかく新年度最初の教育委員会なので、委員の皆様から議案以外のことや議案でも構いませんが、ご意見、ご質問、ご要望等ございましたら、お述べいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、事務局の方から連絡事項等がありますか。

○教育総務課長

連絡等は特にございませぬ。

○教育長

ないようでございますので、今回は5月2日に予定されておりますが、これをもちまして、令和6年4月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時45分閉会)